|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 様式第1号（第6条関係） |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 丸亀市長　宛 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 申請年月日　　年　月　日 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 丸亀市東京圏移住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 　丸亀市東京圏移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を申請します。なお、丸亀市が同要綱第3条第2項(2)及び(3)ウの規定に関する調査・納付確認を行うことを承諾します。 |
|  | 1　申請者欄 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | ふりがな | 　 | 生年月日 |
|  | 氏名 |  | 　　　　年　　月　　日 |
|  | 住所 | 〒 | 電話番号 | 　 |
|  | メールアドレス | 　 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 2　補助金の内容（該当する欄に○を付けてください。） |  |  |  |
|  | 世帯区分 | 　 | 単身世帯 | 　 | ２人以上の世帯 |  |
| ２人以上世帯の場合は同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない） | 人 | 左記の家族の人数のうち18歳未満の者の人数 | 人 |
|  | 加算要件 |  | 三世代同居 |  | 近居 |  | 自治会加入 |
|  | 移住支援金の種類 |  | 就業（一般） |  | 就業（専門人材） |  | 本事業における関係人口 |  | 起業 |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※ |  |  |  |
|  | 別紙1「補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | 　 | Ａ 誓約する | 　 | Ｂ 誓約しない |
|  | 別紙2「丸亀市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | 　 | Ａ 同意する | 　 | Ｂ 同意しない |
|  | 申請日から5年以上継続して丸亀市に居住する意思について | 　 | Ａ 意思がある | 　 | Ｂ 意思がない |
|  | (就業・起業の場合のみ記載）申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について | 　 | Ａ 意思がある | 　 | Ｂ 意思がない |
|  | ※　各種確認事項のＢに○を付けた場合は、補助金の支給対象となりません。 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 4　転出元の住所 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 住所 | 〒 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 5　（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴 |
|  | 期間（年月日～年月日） | 就業先名称 | 就業先所在地 |
|  | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 |
|  | ※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、補助金の支給対象とならない場合があります。（移住前の勤務先を辞職後、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県において雇用保険の被保険者として雇用されていた者は原則として要件を満たしません。） |
|  |
|  | ※雇用保険の被保険者…常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上の雇用見込みがある場合には、原則として被保険者となります。 |
|  |  |
|  | 6　（東京23区内の大学等への通学者に該当する場合のみ記載）東京23区への通学履歴 |
|  | 期間（年月日～年月日） | 通学先名称 | 通学先所在地 |
|  | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 |
|  |  |

様式第1号 別紙1（第5条関係）

丸亀市東京圏移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

1　丸亀市東京圏移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、丸亀市から求められた場合には、それに応じます。

2　補助申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

3　以下の場合には、丸亀市東京圏移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。

（1）補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（2）補助金の申請日から3年未満に県外の市区町村に転出した場合：全額

（3）（就業の場合）補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（4）丸亀市東京圏移住支援事業補助金交付要綱及び起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を取り消された場合：全額

（5）補助金の申請日から3年以上5年以内に県外の市区町村に転出した場合：半額

様式第1号 別紙2（第5条関係）

丸亀市東京圏移住支援事業補助金に係る個人情報の取扱い

　香川県及び丸亀市は、丸亀市東京圏移住支援事業補助金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、香川県及び丸亀市は、当該個人情報について、他の都道府県及び香川県内の各市町において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村、その他関係機関に提供し、又は確認する場合があります。